

正規・非正規が力を合わせ、ディーセントワークを実現しよう！

非正規労働者部会NEWS

大阪労連・非正規労働者部会

2012年3月16日

No.2

パート1000人パレード 500人参加

3月2日、毎年恒例となっています「パート1000人パレード」が中之島女神像前公園で開催され、500人が参加しました。

パレード出発前集会では、非正規労働者部会菅部会長の主催者挨拶、大阪労連宮武事務局長の挨拶のあと、「聞いて！聞いて！12春闘、私たちの要求とたたかい」コーナーで3名の方から発言がありました。

自治労連関連評の曾我さんからは、
「3月は年度末ということから、職場

の雇止めや採用試験が行われています。仕事はずっと続くのに何故任期を付けて、一旦クビにして再度試験を受けなくてはならないのでしょうか。自治体が雇用の不安定な人を作っている官製ワーキングプアを作りだしている現状を許してはいけません。現状の打開に向けて力を合わせていくことが大事です。大阪維新の会が推し進める職員基本条例、教育基本条例は、果たして誰のための条例でしょうか？職員や教員を上司の命令にがんじがらめに縛り付け、言うこと聞かないならクビという結局市民のためでも子どもや保護者にもプラスにならない中身です。2条例反対の声を大きくしていきましょう。」と訴えられました。

生協労連の三枝さんからは、「いずみ生協では、昨年9月にパートの人事制度が提案されました。新制度には4つの区分に分けられていて区分によって差があります。今まで労働組合で勝ち取ってきた時間外手当や年末年始手当の繁忙手当などこれらは新制度では、減額もしくは廃止となっています。正規に近いぐらいの仕事をしている区分にあたる人が最高評価をとっても年収はわずか215万円ほどです。それより正規にするべきです。これまで、パートは引き下げられ続けてきたうえに、賃金体系が違う職場環境では、展望をもって働き続けられなくなります。私たち労働組合は、断固反対の構えで闘っています。今春闘では、時間給1000円要求を出しています。私たちが生活していく上での最低賃金1000円要求は地域経済を活性化させることにもつながります。みんなが、元気に働き続けられる社会にしていくためにも『景気回復にはまず労働者の賃金を上げることから』『同じ仕事なら同じ賃金』だと訴え



ていきましょう。」と訴えられ、生協労連ではパートタイム労働法の実行性のある改正を求めて10万筆署名に取り組んでいることが報告されました。

JMIUの山口さんからは、「JMIU ビクターアフターサービス分会の『労働者性』をめぐる裁判で、団交拒否の『不当労働行為』を認めた中労委命令を否定した、東京高裁の不当な判決を取り消し『代行店』も労働者と認める最高裁勝利判決が2月21日出されました。私たちの仕事は、日本ビクターの音響製品の出張修理やメンテナンスをおこなっていますが、正社員とは異なり、修理一件あたりにつき一定割合の修理手数料を収入とする『個人代行店』と呼ばれる個人委託労働者で、一方的に修理手数料の引き下げなど無権利に近い労働条件を改善するため組合に加入しました。会社は『個人事業主』だからと労働組合を認めず、労働組合を嫌悪し、労働組合結成後の差別といやがらせを続けてきました。今回、最高裁は、会社に団体交渉の応諾義務を認めた中労委命令を取り消した高裁判決を破棄し、差し戻しました。」と最高裁での勝利判決の結果と、高裁での確定に向けて決意が述べられました。

集会後は、アンパンマーチとともに「仕事はずっと続くのにクビきりするなー」「誰でも時間給を1000円以上にしろー」「消費税引き上げたら生活でけへんでー」と500人が元気にパレード行いました。



今後の取り組み



宣伝行動・報告集会への参加、裁判傍聴へのご協力をお願いします。

非正規労働者部会春闘宣伝

日時：3月21日（水）17：30～18：30
場所：京橋

「ビクター・INAX・新国立劇場事件」

最高裁勝利判決報告集会

日時：3月30日（金）18：30～
場所：国労会館大会議室

ダイキン工業「有期間社員」雇い止め撤回を求める裁判

証人尋問日程 4月 5日（木）10：00～終日（会社側証人2人・原告1人）
5月17日（木）10：00～終日（原告3人）

場所 両日とも大阪地方裁判所810号法廷